

(別紙)

平成 26 年 6 月 23 日付課法 6-8 ほか 3 課共同「法人税申告書別表一(一)等の記載項目の追加等について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

改正後

(1 別表一)

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 法 F B 0 6 1 1

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話( ) -

法人区分 事業種目

法人名 同非区分

法人番号 旧納税地及び旧法人名等

代表者 記名押印

代表者 住所

青色申告 一連番号

整理番号

事業年度(主)

売上金額

申告年月日

申告区分

法人税 地方 法人税

事業年度分の法人税 申告書 令和 年 月 日

課税事業年度分の地方法人税 申告書 令和 年 月 日

所得金額又は欠損金額 (別表四(47)の①)

法人税額 (53) + (54) + (55)

法人税額の特別控除額 (別表六(六)(4))

差引法人税額 (2) - (3)

控除税額 (10) - (11) - (12) - (13)

中間申告分の法人税額 (16)

課税所得の計算 (33)

法人税額 (33) + (34)

地方法人税額 (58)

所得地方法人税額 (36) + (37)

外国税額の控除額 (別表六(二)(50))

差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)

中間申告分の地方法人税額 (43)

所得の額 (別表六(一)(6)の②)

外国税額 (別表六(二)(20))

計 (17) + (18)

控除した金額 (13)

控除しなかった金額 (19) - (20)

土地譲渡税額 (別表三(二)(27))

同上 (別表三(二)(28))

課税留保金額 (別表三(一)(4))

同上に対する税額 (別表三(一)(8))

法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)

欠損金の繰戻しによる差引請求税額 (25) + (26) + (27)

この申告書の所得金額又は欠損金額 (29)

この申告書による法人税額 (30)

欠損金又は控除額等の繰戻額 (別表七(一)(5)の合計)

この申告による差付金額 (43) - (42)

この申告の税額 (46)

課税留保金額 (47)

課税留保法人税額 (48)

この申告により納付すべき地方法人税額 (49)

剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・金箱 出張所 預金

農協・信協 本所・支所

口印 番号

申告書の取扱い

税務署処理欄

改正前

(1 別表一)

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 法 F B 0 6 1 1

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話( ) -

法人区分 事業種目

法人名 同非区分

法人番号 旧納税地及び旧法人名等

代表者 記名押印

代表者 住所

青色申告 一連番号

整理番号

事業年度(主)

売上金額

申告年月日

申告区分

法人税 地方 法人税

事業年度分の法人税 申告書 令和 年 月 日

課税事業年度分の地方法人税 申告書 令和 年 月 日

所得金額又は欠損金額 (別表四(47)の①)

法人税額 (53) + (54) + (55)

法人税額の特別控除額 (別表六(六)(4))

差引法人税額 (2) - (3)

控除税額 (10) - (11) - (12) - (13)

中間申告分の法人税額 (16)

課税所得の計算 (33)

法人税額 (33) + (34)

地方法人税額 (58)

所得地方法人税額 (36) + (37)

外国税額の控除額 (別表六(二)(50))

差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)

中間申告分の地方法人税額 (43)

所得の額 (別表六(一)(6)の②)

外国税額 (別表六(二)(20))

計 (17) + (18)

控除した金額 (13)

控除しなかった金額 (19) - (20)

土地譲渡税額 (別表三(二)(27))

同上 (別表三(二)(28))

課税留保金額 (別表三(一)(4))

同上に対する税額 (別表三(一)(8))

法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)

欠損金の繰戻しによる差引請求税額 (25) + (26) + (27)

この申告書の所得金額又は欠損金額 (29)

この申告書による法人税額 (30)

欠損金又は控除額等の繰戻額 (別表七(一)(5)の合計)

この申告による差付金額 (43) - (42)

この申告の税額 (46)

課税留保金額 (47)

課税留保法人税額 (48)

この申告により納付すべき地方法人税額 (49)

剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・金箱 出張所 預金

農協・信協 本所・支所

口印 番号

申告書の取扱い

税務署処理欄

(3 別表一の二)

連

納税地、法人区分、売上金額、申告年月日、旧納税地及び旧法人名等、添付書類

平成・令和 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

Table with 16 columns for tax calculations: 連結所得金額又は連結欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, 連結中期申告分の法人税額, 課税標準額, 課税標準法人税額, 地方法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額

税理士署名押印

(3 別表一の二)

連

納税地、法人区分、売上金額、申告年月日、旧納税地及び旧法人名等、添付書類

平成・令和 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
平成・令和 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

Table with 16 columns for tax calculations: 連結所得金額又は連結欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, 連結中期申告分の法人税額, 課税標準額, 課税標準法人税額, 地方法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額

税理士署名押印

(5 別表一の三)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 法 FB0902

納税地、事業種目、青色申告一連番号、納税地、法人名、法人番号、代表者氏名/住所、添付書類

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 送付要否 適用明細書提出の有無

Table with columns for tax amounts (所得金額, 法人税額, 控除税額, etc.) and rows for various tax calculation items (1-43).

税理士署名押印

(5 別表一の三)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。 法 FB0902

納税地、事業種目、青色申告一連番号、納税地、法人名、法人番号、代表者氏名/住所、添付書類

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書 送付要否 適用明細書提出の有無

Table with columns for tax amounts (所得金額, 法人税額, 控除税額, etc.) and rows for various tax calculation items (1-43).

税理士署名押印

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分)...

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分)...

(7 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

Table with columns for '課税留保金額' and '税額'. It includes sub-sections for '課税留保金額の計算' and '留保所得金額の計算'. Rows include calculations for different income brackets (e.g., up to 300,000 yen, up to 10 million yen) and detailed breakdowns of income and taxes.

別表三(一) 令二・四・一以後終了事業年度分

(7 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

Table with columns for '課税留保金額' and '税額'. It includes sub-sections for '課税留保金額の計算' and '留保所得金額の計算'. Rows include calculations for different income brackets and detailed breakdowns of income and taxes, similar to the '改正後' version but with different row numbering and some formulaic differences.

別表三(一) 平三十一・四・一以後終了事業年度分

注記 「2」欄にはその金額に千円未満の端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

改正後

(8 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算		連 結 業 年 度	法人名
課税連結留保金額			
年3,000万円相当額以下の金額 (21)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$ )のいずれか少ない金額	1	000	(1)の10%相当額 5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((21)-(1))又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額	2	000	(2)の15%相当額 6
年1億円相当額を超える金額 (21)-(1)-(2)	3	000	(3)の20%相当額 7
計(21) (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7) 8
課税連結留保金額の計算			
連結留保所得金額 (別表四の二「56」の②)	9		連結法人税額等の合計額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0) 15
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「12」の合計額)	10		連結法人間配当等の当期支払額の合計額 (別表三の二付表二「19」の合計額) 16
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「13」の合計額)	11		連結法人間配当等の当期受取額の合計額 (別表三の二付表二「20」の合計額) 17
連結法人税額及び連結地方法人税額の合計額 (((別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書)-「12」-「19」)-別表六の二(二)「5」の②)と0のいずれか多い金額)+(別表一の二「36」-「40」-「41」)と0のいずれか多い金額-(別表六の二(二)「5」の②)-(別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書)と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	12		他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帳簿価額から減算される金額 (別表三の二付表一「18」) 18
			計 当期連結留保金額 (9)+(10)-(11)-(16)+(16)-(17)-(18) 19
住民税額の合計額 (別表三の二付表二「16」の合計額)	13		連結留保控除額 (別表三の二付表一「32」) 20
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (別表三の二付表二「17」の合計額)	14		課税連結留保金額 (19)-(20) 21 000

別表三の二 令二・四・一以後終了連結事業年度分

改正前

(8 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連 結 留 保 金 額 に 対 す る 税 額 の 計 算		連 結 業 年 度	法人名
課税連結留保金額			
年3,000万円相当額以下の金額 (20)又は(3,000万円× $\frac{\quad}{12}$ )のいずれか少ない金額	1	000	(1)の10%相当額 5
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (20)-(1)又は(1億円× $\frac{\quad}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額	2	000	(2)の15%相当額 6
年1億円相当額を超える金額 (20)-(1)-(2)	3	000	(3)の20%相当額 7
計(20) (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7) 8
課税連結留保金額の計算			
当期連結留保所得金額 (別表四の二「54」の②)	9		当期住民税額の合計額 (別表三の二付表二「18」の合計額) 15
連結法人間配当等の当期支払額の合計額 (別表三の二付表二「12」の合計額)	10		連結外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (別表三の二付表二「19」の合計額) 16
連結法人間配当等の当期受取額の合計額 (別表三の二付表二「13」の合計額)	11		連結法人税額等の合計額 (14)+(15)-(16) (マイナスの場合は0) 17
連結法人税額及び連結地方法人税額の合計額 (((別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書)-「12」-「19」)-別表六の二(二)「5」の②)と0のいずれか多い金額)+(別表一の二「36」-「40」-「41」)と0のいずれか多い金額-(別表六の二(二)「5」の②)-(別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書)と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	12		当期連結留保金額 (9)+(10)-(11)+(12)-(13)-(17) 18
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「14」の合計額)	12		
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「15」の合計額)	13		連結留保控除額 (別表三の二付表一「29」) 19
連結法人税額及び連結地方法人税額の合計額 (((別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書)-「12」-「19」)-別表六の二(二)「5」の②)と0のいずれか多い金額)+(別表一の二「36」-「40」-「41」)と0のいずれか多い金額-(別表六の二(二)「5」の②)-(別表一の二「4」+「5」+「7」+「10」の外書)と0のいずれか多い金額 (マイナスの場合は0)	14		課税連結留保金額 (18)-(19) 20 000

別表三の二 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

(9 別表三の二付表二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書				連 結 業 年 度	法人名
連結留保税額の個別帰属額の計算					
連結個別留保税額 (8)+(9)+(10)	1	円	連結留保税額 (別表三の二「8」)	2	円
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連結留保税額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	3	円
連結個別留保税額の計算					
年3,000万円相当額以下の金額 (24)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか少ない金額	4	円	(5)の10%相当額	5	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (24)-(5)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ )-(5)のいずれか少ない金額	6	円	(6)の15%相当額	6	円
年1億円相当額を超える金額 (24)-(5)-(6)	7	円	(7)の20%相当額	7	円
基準個別留保金額の計算					
個別留保所得金額 (別表四の二付表「54」の②)	11	円	(別表一の二「5」+「7」)及び(別表一の二「10」の外書)のうち、帰せられる金額	11	円
前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(13))	12		個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	12	
当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	13		連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (25)+(26)-(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「11」-別表六の二(十二)「12」-別表六の二(十三)「13」-別表六の二(十四)「14」-別表六の二(十五)「15」-別表六の二(十六)「16」-別表六の二(十七)「17」-別表六の二(十八)「18」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十一)「21」-別表六の二(二十二)「22」-別表六の二(二十三)「23」-別表六の二(二十四)「24」-別表六の二(二十五)「25」-別表六の二(二十六)「26」-別表六の二(二十七)「27」	13	
連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	14		連結親法人が中小連結親法人の場合 (25)+(26)-(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(六)付表「17」-別表六の二(八)付表「11」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「11」-別表六の二(十二)「12」-別表六の二(十三)「13」-別表六の二(十四)「14」-別表六の二(十五)「15」-別表六の二(十六)「16」-別表六の二(十七)付表「17」+「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)付表「8」-別表六の二(二十一)付表「8」-別表六の二(二十二)付表「8」-別表六の二(二十三)「23」-別表六の二(二十四)「24」-別表六の二(二十五)「25」-別表六の二(二十六)「26」-別表六の二(二十七)「27」	14	
連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額から分配時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額	15		連結親法人が中小連結親法人の場合 (25)+(26)-(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(六)付表「17」-別表六の二(八)付表「11」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「11」-別表六の二(十二)「12」-別表六の二(十三)「13」-別表六の二(十四)「14」-別表六の二(十五)「15」-別表六の二(十六)「16」-別表六の二(十七)付表「17」+「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)付表「8」-別表六の二(二十一)付表「8」-別表六の二(二十二)付表「8」-別表六の二(二十三)「23」-別表六の二(二十四)「24」-別表六の二(二十五)「25」-別表六の二(二十六)「26」-別表六の二(二十七)「27」	15	
住民税額 (34)	16		住民税額 (25)又は(27)又は(28)のいずれか多い金額×(16.3%又は10.4%)	16	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得額等相当額 (別表十七(三)の十二)「9」)	17		特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×(20%又は40%)	17	
法人税及び地方法人税の負担額等の合計額 (15)+(16)-(17) (マイナスの場合は0)	18		(27)又は(28)+(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)+(別表六の二(二)付表「18」)	18	
連結法人間配当等の当期支払額	19		調整個別帰属地方税額に係る控除額 $\left[ \frac{(25) \text{ 又は } (31) \text{ のいずれか多い金額 } \times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%)}{20\%} \right] \times 20\%$	19	
連結法人間配当等の当期受取額	20		住民税額から控除される金額 (30)又は(32)のいずれか少ない金額	20	
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帰属価額から減算される金額 (別表三の二付表三「21」)	21		住民税額 (29)-(33)	21	
当期留保金額個別帰属額 (11)+(12)-(13)+(14)-(18)-(21)	22			22	
留保控除個別帰属額 (別表三の二付表三「10」若しくは「37」又は0)	23			23	
基準個別留保金額 (22)-(23)	24			24	

別表三の二付表二 令二・四・一以後終了連結事業年度分

(9 別表三の二付表二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書				連 結 業 年 度	法人名
連結留保税額の個別帰属額の計算					
連結個別留保税額 (8)+(9)+(10)	1	円	連結留保税額 (別表三の二「8」)	2	円
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連結留保税額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	3	円
連結個別留保税額の計算					
年3,000万円相当額以下の金額 (23)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか少ない金額	4	円	(5)の10%相当額	5	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 (23)-(4)又は(1億円× $\frac{1}{12}$ )-(5)のいずれか少ない金額	6	円	(6)の15%相当額	6	円
年1億円相当額を超える金額 (23)-(5)-(6)	7	円	(7)の20%相当額	7	円
基準個別留保金額の計算					
個別留保所得金額 (別表四の二付表「54」の②)	11	円	別表一の二「5」+「7」及び「10」の外書のうち帰せられる金額	11	円
前期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。) (前期の(13))	12		個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	12	
当期末配当等の額(連結法人間配当等の額を除く。)	13		連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「11」-別表六の二(十二)「12」-別表六の二(十三)「13」-別表六の二(十四)「14」-別表六の二(十五)「15」-別表六の二(十六)「16」-別表六の二(十七)「17」-別表六の二(十八)「18」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)「20」-別表六の二(二十一)「21」-別表六の二(二十二)「22」-別表六の二(二十三)「23」-別表六の二(二十四)「24」-別表六の二(二十五)「25」-別表六の二(二十六)「26」-別表六の二(二十七)「27」	13	
連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額	14		連結親法人が中小連結親法人の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(六)付表「17」-別表六の二(八)付表「11」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「11」-別表六の二(十二)「12」-別表六の二(十三)「13」-別表六の二(十四)「14」-別表六の二(十五)「15」-別表六の二(十六)「16」-別表六の二(十七)付表「17」+「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)付表「8」-別表六の二(二十一)付表「8」-別表六の二(二十二)付表「8」-別表六の二(二十三)「23」-別表六の二(二十四)「24」-別表六の二(二十五)「25」-別表六の二(二十六)「26」-別表六の二(二十七)「27」	14	
連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに(17)がないものとした場合の法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額から分配時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額	15		連結親法人が中小連結親法人の場合 (24)+(25)-(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)-別表六の二(二)付表「18」-別表六の二(六)付表「17」-別表六の二(八)付表「11」-別表六の二(九)「9」-別表六の二(十)「10」-別表六の二(十一)「11」-別表六の二(十二)「12」-別表六の二(十三)「13」-別表六の二(十四)「14」-別表六の二(十五)「15」-別表六の二(十六)「16」-別表六の二(十七)付表「17」+「20」-別表六の二(十九)「19」-別表六の二(二十)付表「8」-別表六の二(二十一)付表「8」-別表六の二(二十二)付表「8」-別表六の二(二十三)「23」-別表六の二(二十四)「24」-別表六の二(二十五)「25」-別表六の二(二十六)「26」-別表六の二(二十七)「27」	15	
住民税額 (34)	16		住民税額 (25)又は(27)又は(28)のいずれか多い金額×(16.3%又は10.4%)	16	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得額等相当額 (別表十七(三)の十二)「9」)	17		特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×(20%又は40%)	17	
法人税及び地方法人税の負担額等の合計額 (15)+(16)-(17) (マイナスの場合は0)	18		(27)又は(28)+(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)+(別表六の二(二)付表「18」)	18	
連結法人間配当等の当期支払額	19		調整個別帰属地方税額に係る控除額 $\left[ \frac{(25) \text{ 又は } (31) \text{ のいずれか多い金額 } \times (16.3\% \text{ 又は } 10.4\%)}{20\%} \right] \times 20\%$	19	
連結法人間配当等の当期受取額	20		住民税額から控除される金額 (30)又は(32)のいずれか少ない金額	20	
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における帰属価額から減算される金額 (別表三の二付表三「21」)	21		住民税額 (29)-(33)	21	
当期留保金額個別帰属額 (11)+(12)-(13)+(14)-(18)-(21)	22			22	
留保控除個別帰属額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	23			23	
基準個別留保金額 (22)-(23)	24			24	

別表三の二付表二 令二・一以後終了連結事業年度分

(10 別表六 (二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の「21」)	1	円	区 分
当期の法人税額 (別表六(二)の「1」)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額
所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	3		納付した控除対象外国法人税額
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		交際費等の損金不算入額
合併併入等の最終の事業年度の 欠損金の損金算入額 (別表四「26の①」)	5		貸倒引当金の戻入額
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		
国外事業所等源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「28」)	9		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (48の①)	10		
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		小 計
非課税国外所得の金額 (48の②)+別表六(二)付表一「28」) (マイナスの場合は0)	12		貸倒引当金の繰入額
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		
(8) × 90%	14		
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15		
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(15)}{(8)}$	16		
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17		
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	18		
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	19		
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20		計 (21)+(32)-(42)

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (別表一「4」)
法人税の控除限度額 (16)	45		地方法人税額 (別表一「4」)
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46		地方法人税控除限度額 (48) × $\frac{(15)}{(8)}$
			外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額

別表六(二) 令二・四・一以後終了事業年度等分

(10 別表六 (二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の「21」)	1	円	区 分
当期の法人税額 (別表六(二)の「1」)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額
所得金額又は欠損金額 (別表四「47の①」)	3		納付した控除対象外国法人税額
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4		交際費等の損金不算入額
合併併入等の最終の事業年度の 欠損金の損金算入額 (別表四「26の①」)	5		貸倒引当金の戻入額
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7		
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8		
国外事業所等源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「28」)	9		
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (48の①)	10		
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11		小 計
非課税国外所得の金額 (48の②)+別表六(二)付表一「28」) (マイナスの場合は0)	12		貸倒引当金の繰入額
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13		
(8) × 90%	14		
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15		
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(15)}{(8)}$	16		
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17		
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	18		
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	19		
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20		計 (21)+(32)-(42)

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (別表一「4」)
法人税の控除限度額 (16)	45		地方法人税額 (別表一「4」)
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46		地方法人税控除限度額 (48) × $\frac{(15)}{(8)}$
			外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額

別表六(二) 平三十一・四・一以後終了事業年度等分

(12 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名
<b>I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書</b>			
当期の連結法人税額の 連結の調整 連結の控除 連結の限度 連結の金額 計	1	当期の連結法人税額 (別表一の二「4」-別表六の二(二)の二「5」の②)-別表十七(三)の十二「5」) (マイナスの場合は0)	円
	2	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「54」の①)	円
	3	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	円
	4	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「34」の①)	円
	5	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	円
	6	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	円
	7	計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	円
当期の連結法人税額に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)	8	8	円
	9	その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「43」の①の合計)	円
	10	(8)+(9) (マイナスの場合は0)	円
	11	非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計)+(各連結法人の別表六(二)付表「43」の②の合計) (マイナスの場合は0)	円
	12	(10)-(11) (マイナスの場合は0)	円
	13	(7)×90%	円
	14	調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)	円
15	連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	円	
16	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)	円	

別表六の二(二) 令二・四・一以後終了連結事業年度等分

**II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書**

17	地方税法 課税標準法人税額 (別表一の二「4」)	円	19	地方税法 地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$	円
18	地方税法 地方法人税額の 計 (17)×(4.4%又は10.3%)-(別表六の二(二)の二「5」の②)+(別表十七(三)の十二「5」)-(17)と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	円	20	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	円

(12 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連結事業年度等	法人名
<b>I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書</b>			
当期の連結法人税額の 連結の調整 連結の控除 連結の限度 連結の金額 計	1	当期の連結法人税額 (別表一の二「4」-別表六の二(二)の二「5」の②)-別表十七(三)の十二「5」) (マイナスの場合は0)	円
	2	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「54」の①)	円
	3	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	円
	4	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「34」の①)	円
	5	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	円
	6	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	円
	7	計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	円
当期の連結法人税額に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)	8	8	円
	9	その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「43」の①の合計)	円
	10	(8)+(9) (マイナスの場合は0)	円
	11	非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計)+(各連結法人の別表六(二)付表「43」の②の合計) (マイナスの場合は0)	円
	12	(10)-(11) (マイナスの場合は0)	円
	13	(7)×90%	円
	14	調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)	円
15	連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	円	
16	当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)	円	

別表六の二(二) 平三十一・四・一以後終了連結事業年度等分

**II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書**

17	地方税法 課税標準法人税額 (別表一の二(-)「4」)	円	19	地方税法 地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$	円
18	地方税法 地方法人税額の 計 (17)×(4.4%又は10.3%)-(別表六の二(二)の二「5」の②)+(別表十七(三)の十二「5」)-(17)と0のうち多い金額 (マイナスの場合は0)	円	20	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	円



(14 別表六の二 (二の二))

連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除及び各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書		連結事業年度等	法人名			
I 連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除に関する明細書						
区分	収入金額	①に係る分配時調整外国税相当額	②のうち控除を受ける分配時調整外国税相当額			
1	円	円	円			
2						
3						
4						
5						
法人税の額			円			
法人税の額から控除する金額			円			
(5の②)と(6)のうち少ない金額			円			
(5の②)-(6)			円			
II 各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書						
個別帰属額	収入金額	分配時調整外国税相当額	収益の分配等の計算期間	(11)のうち元本所有期間	所有期間割合	控除を受ける分配時調整外国税相当額
9	円	10	11	12	13	14
15	円	16	17	18	19	20
III 各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書						
個別分配時調整外国税相当額	地方法人税の額から控除する金額	個別帰属額				
25	円	26				
29	円	30				
32	円	34				
33	円	35				

別表六の二(二の二) 令二・四・一以後終了連結事業年度等分

(14 別表六の二 (二の二))

連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除及び各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書		連結事業年度等	法人名			
I 連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除に関する明細書						
区分	収入金額	①に係る分配時調整外国税相当額	②のうち控除を受ける分配時調整外国税相当額			
1	円	円	円			
2						
3						
4						
5						
法人税の額			円			
法人税の額から控除する金額			円			
(5の②)と(6)のうち少ない金額			円			
(5の②)-(6)			円			
II 各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書						
個別帰属額	収入金額	分配時調整外国税相当額	収益の分配等の計算期間	(11)のうち元本所有期間	所有期間割合	控除を受ける分配時調整外国税相当額
9	円	10	11	12	13	14
15	円	16	17	18	19	20
III 各連結法人の地方法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算に関する明細書						
個別分配時調整外国税相当額	地方法人税の額から控除する金額	個別帰属額				
25	円	26				
29	円	30				
32	円	34				
33	円	35				

別表六の二(二の二) 令二・一以後終了連結事業年度等分

(15 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	① ②
当期の法人税額 (別表一の三「4」-別表六(五)の二)「5の③」 (マイナスの場合は0)	当期の恒久的施設等に係る所得の控除金額	区 分	円
		国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	16
		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」	17
		交際費等の損金不算入額	18
		貸倒引当金の戻入額	19
			20
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	21
			22
		組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	23
			24
		組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	25
			26
		計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	27
			28
		当期の調整国外所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	29
	30		
	31		
	32		
	33		
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(10)}{(7)}$	34		
	35		
	36		
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	37		
	38		
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	39		
	40		
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	40		
当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	40		
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	000
法人税の控除限度額 (11)	42		
差引控除対象外国法人税額 (41)-(42)	43		
課税標準法人税額 (別表一の三「4」)	44		
恒久的施設等に係る地方人税額 (44) × 0.44又は0.30 - (別表六(五)の二)「5の③」 × 0.44又は0.30 (マイナスの場合は0)	45		
地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46		
外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47		

別表六の三 令二・四・一以後終了事業年度等分

(15 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	① ②
当期の法人税額 (別表一の三「4」-別表六(五)の二)「5の③」 (マイナスの場合は0)	当期の恒久的施設等に係る所得の控除金額	区 分	円
		国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	16
		納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」	17
		交際費等の損金不算入額	18
		貸倒引当金の戻入額	19
			20
		繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	21
			22
		組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	23
			24
		組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	25
			26
		計 (3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	27
			28
		当期の調整国外所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	29
	30		
	31		
	32		
	33		
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(10)}{(7)}$	34		
	35		
	36		
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	37		
	38		
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	39		
	40		
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	40		
当期に控除できる金額 (12)+(13)+(14)	40		
II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	000
法人税の控除限度額 (11)	42		
差引控除対象外国法人税額 (41)-(42)	43		
課税標準法人税額 (別表一の三「4」)	44		
恒久的施設等に係る地方人税額 (44) × 0.44又は0.30 - (別表六(五)の二)「5の③」 × 0.44又は0.30 (マイナスの場合は0)	45		
地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46		
外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47		

別表六の三 平三十一・四・一以後終了事業年度分

前

正

改

(18 別表十八)

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書  
地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書  
(税務署提出用)

納税地	(電話番号 _____ )
フリガナ	
法人名	
法人番号	
フリガナ	
代表者 記名押印	
代表者 住所	
税理士 記名押印	

令和 年 月 日  
税務署長殿

整理番号	前事業年度等	令和 年 月 日	地方法人税額の計算	令和 年 月 日
法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日	令和 年 月 日	地方法人税額	修正・更正・決定の年月日
通 信 日 付 印	年 月 日	年 月 日	地方法人税額	年 月 日
納税印	年 月 日	年 月 日	地方法人税額	年 月 日
この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額
00	00	00	00	00
この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額
00	00	00	00	00
この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額
00	00	00	00	00

別表十八  
五三十一・四・一以後提出分

後

正

改

(18 別表十八)

法人税法第七十一条第一項の規定による予定申告書  
地方税法第十六条第一項の規定による予定申告書  
(税務署提出用)

納税地	(電話番号 _____ )
フリガナ	
法人名	
法人番号	
フリガナ	
代表者 記名押印	
代表者 住所	
税理士 記名押印	

令和 年 月 日  
税務署長殿

整理番号	前事業年度等	令和 年 月 日	地方法人税額の計算	令和 年 月 日
法人税額の計算	修正・更正・決定の年月日	令和 年 月 日	地方法人税額	修正・更正・決定の年月日
通 信 日 付 印	年 月 日	年 月 日	地方法人税額	年 月 日
納税印	年 月 日	年 月 日	地方法人税額	年 月 日
この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額
00	00	00	00	00
この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額
00	00	00	00	00
この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額	この申告で より増加する 地方法人税額	この申告前 の法人税額
00	00	00	00	00

別表十八  
二・四・一以後提出分

前

正

改

(19 別表十八の二)

法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書  
地方税法第六十六条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地  
(電話番号 \_\_\_\_\_ )

フリガナ  
法人名

法人番号

フリガナ  
代表者  
記名押印

代表者  
住所

税理士  
署名押印

令和 年 月 日

税務署長殿

前連結事業年度等  
法人税額の計算

修正・更正・決定の年月日

平成 年 月 日

地方税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書  
地方税法第六十六条第一項の規定による予定申告書

この申告が修正申告である場合は  
法人税額の計算  
この申告前の法人税額  
この申告でより増加する法人税額  
この申告前の地方法人税額  
この申告でより増加する地方法人税額

前連結事業年度等  
地方法人税額の計算

修正・更正・決定の年月日

平成 年 月 日

地方税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書  
地方税法第六十六条第一項の規定による予定申告書

この申告が修正申告である場合は  
地方法人税額の計算  
この申告前の地方法人税額  
この申告でより増加する地方法人税額  
この申告前の法人税額  
この申告でより増加する法人税額

連結グループ  
整理番号

前連結事業年度等  
法人税額の計算

修正・更正・決定の年月日

平成 年 月 日

地方税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書  
地方税法第六十六条第一項の規定による予定申告書

この申告が修正申告である場合は  
法人税額の計算  
この申告前の法人税額  
この申告でより増加する法人税額  
この申告前の地方法人税額  
この申告でより増加する地方法人税額

前連結事業年度等  
地方法人税額の計算

修正・更正・決定の年月日

平成 年 月 日

地方税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書  
地方税法第六十六条第一項の規定による予定申告書

この申告が修正申告である場合は  
地方法人税額の計算  
この申告前の地方法人税額  
この申告でより増加する地方法人税額  
この申告前の法人税額  
この申告でより増加する法人税額

別表十八の二 第三十一、四、一以後提出分

後

正

改

(19 別表十八の二)

法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書  
地方税法第六十六条第一項の規定による予定申告書

(税務署提出用)

納税地  
(電話番号 \_\_\_\_\_ )

フリガナ  
法人名

法人番号

フリガナ  
代表者  
記名押印

代表者  
住所

税理士  
署名押印

令和 年 月 日

税務署長殿

前連結事業年度等  
法人税額の計算

修正・更正・決定の年月日

令和 年 月 日

地方税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書  
地方税法第六十六条第一項の規定による予定申告書

この申告が修正申告である場合は  
法人税額の計算  
この申告前の法人税額  
この申告でより増加する法人税額  
この申告前の地方法人税額  
この申告でより増加する地方法人税額

前連結事業年度等  
地方法人税額の計算

修正・更正・決定の年月日

令和 年 月 日

地方税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書  
地方税法第六十六条第一項の規定による予定申告書

この申告が修正申告である場合は  
地方法人税額の計算  
この申告前の地方法人税額  
この申告でより増加する地方法人税額  
この申告前の法人税額  
この申告でより増加する法人税額

連結グループ  
整理番号

前連結事業年度等  
法人税額の計算

修正・更正・決定の年月日

令和 年 月 日

地方税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書  
地方税法第六十六条第一項の規定による予定申告書

この申告が修正申告である場合は  
法人税額の計算  
この申告前の法人税額  
この申告でより増加する法人税額  
この申告前の地方法人税額  
この申告でより増加する地方法人税額

前連結事業年度等  
地方法人税額の計算

修正・更正・決定の年月日

令和 年 月 日

地方税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書  
地方税法第六十六条第一項の規定による予定申告書

この申告が修正申告である場合は  
地方法人税額の計算  
この申告前の地方法人税額  
この申告でより増加する地方法人税額  
この申告前の法人税額  
この申告でより増加する法人税額

別表十八の二 三十一、四、一以後提出分



(21 別表十九)

納税地、納税地(フリガナ)、法人名、法人番号、代表者、代表者住所、令和年月日、税務署長殿、青色申告一連番号、整理番号、事業年度(至)、光上金額、申告年月日、通算日付印、通算印、序指定、戻指定、指等区分、申告区分、旧前税地及び旧法人名等

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日)
適用額明細書提出の有無
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

この申告書による法人税額の計算

Table with 14 columns for tax calculation items (1-14) and 15 columns for breakdown items (15-30). Includes items like 退職年金等積立金額, 確定給付年金資産管理運用契約分, 退職等年金給付に係る分, etc.

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 4 columns for local tax calculation items (31-34) and 4 columns for breakdown items (35-37). Includes items like 課税標準法人税額, 地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, etc.

税理士 署名押印

(21 別表十九)

納税地、納税地(フリガナ)、法人名、法人番号、代表者、代表者住所、令和年月日、税務署長殿、青色申告一連番号、整理番号、事業年度(至)、光上金額、申告年月日、通算日付印、通算印、序指定、戻指定、指等区分、申告区分、旧前税地及び旧法人名等

平成・令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
令和 年 月 日 (中間申告の場合 平成・令和 年 月 日)
適用額明細書提出の有無
税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

この申告書による法人税額の計算

Table with 14 columns for tax calculation items (1-14) and 15 columns for breakdown items (15-30). Includes items like 退職年金等積立金額, 確定給付年金資産管理運用契約分, 退職等年金給付に係る分, etc.

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 4 columns for local tax calculation items (31-34) and 4 columns for breakdown items (35-37). Includes items like 課税標準法人税額, 地方法人税額, 中間申告分の地方法人税額, etc.

税理士 署名押印

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分...令元・十・一以後開始事業年度等分